

I 令和7年度就学援助制度の実施について																																				
1. 就学援助制度の周知方法																																				
(1) 就学援助制度の周知方法 (あてはまるもの全てに○)											(3) 就学援助（要保護・主要保護）の申請期間 (あてはまるもの1つに○)					(5) 就学援助（要保護・主要保護）の申請書の提出方法 (あてはまるもの全てに○)							(7) 就学援助制度の周知方法や申請書の表記等の工夫 (あてはまる全てに○)													
ア 教育委員会のウェブサイトにて制度掲載 イ 自治体の広報誌等に制度掲載 ウ 就学案内の冊子に就学援助制度の掲載 エ 就学案内の冊子に就学援助制度の掲載 オ 学校の入学説明会に就学援助制度の掲載 カ 入学説明会の冊子に就学援助制度の掲載 キ 毎年、就学案内の冊子に就学援助制度の掲載 ク 民生委員やスクールソーシャルワーカー等から案内を配布 コ その他											ア 申請締切を説明する者から申請の受け付け イ 随時申請を受け付けている ウ 申請を受け付けている エ 各学期申請締切を説明する者から申請の受け付け オ その他					ア 申請を希望する者が学校に提出 イ 申請を希望する者が教育委員会に提出 ウ 申請を希望する者が学校に提出 エ 申請を希望する者が教育委員会に提出 オ 申請を希望する者が学校に提出 カ 申請を希望する者が教育委員会に提出 キ 申請を希望する者が学校に提出 ク 申請を希望する者が教育委員会に提出 コ その他							(6) (5) のクの内容						ア 目次やイラストや写真などを用いた文面の使用 イ 漢字にはフリガナを付記 ウ 援助対象となる年間の経緯の歴史等を記載 エ 各年度の援助実績や年間総援助額の記載 オ 外国語の申請書を作成 カ その他						(8) (7) のカの内容	
都道府県	市区町村名	40	40	24	14	13	5	10	21	29	1	1	11	11	1	2	33	0	4	4	18	5	15	0	0	0	0	5	5	19	0	10	12	1	6	6
奈良県	奈良市	○	○		○				○		○		○	メールサービス（さくら連絡網）での制度案内メールの送信、市公式LINEアカウントでの制度案内の掲載			○					○					○	申請を希望する者がオンラインフォームから申請する。			○	○	○			
奈良県	大和郡田市	○	○	○					○	○							○						○						○		○					
奈良県	大和郡山田市		○		○		○	○	○	○							○						○							○			毎年、学校から在校生に、個人懇談時に就学援助制度の案内をしてもうったり、年度途中の転校生に対しても制度の案内をしてもうったりしている			
奈良県	天理市	○	○	○					○	○							○				○								○			○				
奈良県	橿原市	○		○					○	○		○		保護者連絡用アプリ「コードモン」にて締切日までに定期的に配信	○							○							○		○	○				
奈良県	桜井市	○	○	○					○	○							○					○									○					
奈良県	五條市	○									○			①各学校に対して当該制度を書面にて通知 ②教職員が家庭訪問時に保護者に対して説明			○					○							○							
奈良県	御所市							○	○	○							○					○							○			○				
奈良県	生駒市	○	○					○	○	○		○					○						○							○						
奈良県	香芝市	○	○		○					○							○						○								○					
奈良県	葛城市	○							○	○							○						○								○					
奈良県	宇陀市	○						○	○	○							○													○						
奈良県	山添村		○							○		○		各学校に保護者宛ての案内文を配布してもらう			○						○								○					

		I 令和7年度就学援助制度の実施について																																												
		1. 就学援助制度の周知方法																																												
		(1) 就学援助制度の周知方法 (あてはまるもの全てに○)											(3) 就学援助（要保護・主要保護）の申請期間 (あてはまるもの1つに○)						(5) 就学援助（要保護・主要保護）の申請書の提出方法 (あてはまるもの全てに○)							(7) 就学援助制度の周知方法や申請書の表記等の工夫 (あてはまる全てに○)							(8) (7) のカの内容													
ア、教育委員会のウェブサイトにて制度を掲載	イ、自治体の広報誌等に制度を記載	ウ、就学案内の書類に記載又は就学案内の書類とともに配布	エ、就学時健康診断の際に就学援助制度の最寄り駅に配布	オ、学校の入学説明会で就学援助制度の最寄り駅に配布	カ、入学時に就学案内の書類を配布	キ、毎年夏に就学案内の書類を配布	ク、民生委員やスクールソーシャルワーカー等から案内を配布	コ、その他	ア、申請締切を設定し、期間内の申請のみ受け付け	イ、随時申請を受け付けており、年度当初から援助	ウ、随時申請を受け付けており、締切を過ぎた申請の場合は申請月や認定月以降から援助	エ、各学期で申請締切を設定し、各学期開始から援助	オ、その他	ア、申請を希望する者が学校に提出	イ、申請を希望する者が教育委員会に提出	ウ、申請を希望する者が学校に提出	エ、申請の有無にかかわらず、全員が学校に提出	オ、申請の有無にかかわらず、全員が教育委員会に提出	カ、申請の有無にかかわらず、全員が学校に提出	キ、就学援助システムを使って提出	ク、その他	(6) (5) のクの内容							ア、目につきやすいタイトルや平易な文面の使用	イ、漢字にはフリガナを付記	ウ、援助対象となる年間所得の目安等を記載	エ、各年度の援助額や年間総援助額の記載		オ、外国語の申請書を作成	カ、その他	その										
都道府県	市区町村名	40	40	24	14	13	5	10	21	29	1	1	11	(2) (1) のコの内容						(4) (3) のオの内容・補足事項						(6) (5) のクの内容								(7) (5) のクの内容							(8) (7) のカの内容					
奈良県	平群町	○	○	○					○	○																																				
奈良県	三郷町	○			○					○				○		前年度認定の家庭には、家庭訪問時に個別に周知																														
奈良県	斑鳩町	○	○					○	○	○																																				
奈良県	安堵町						○	○	○	○																								○	特になし											
奈良県	川西町	○			○					○						○ 期間内の申請のみの受付を基本としているが、締切を過ぎた申請の場合は認定月以降分から援助		○															○													
奈良県	三宅町											○				学校を通して全児童にプリントにて配布。連絡アプリを通じて、全保護者に通知。									○	Googleフォームにて、申請期間内に24時間随時申請を受け付け。									○	1(2)の通り、全保護者に直接案内を通知することに加え、学校による家庭訪問時に申請の案内を行うよう依頼をかけている。また、手続きの電子化により、役場に来るという手続き上のハードルをなくした。										
奈良県	田原町	○	○	○										○		学校だより（4月号）に記載。		○							○	小学校入学前に入学前支給を希望する場合は教育委員会へ提出。							○													
奈良県	曽根村								○	○																								○	転入者には必ず就学援助制度を説明、家庭の事情がわかっている場合は担任から個別に声かけている。											
奈良県	御杖村													○		家庭訪問の際、制度説明を行う																														
奈良県	高取町								○	○																								○												
奈良県	明日香村							○	○																									○												
奈良県	上牧町	○			○					○																																				
奈良県	王寺町	○	○	○						○																								○												

都道府県	市区町村名																														
<中学校>（１） 実施・検討状況について						<中学校>（３）（１）でアと回答した場合は入学前支給を導入した時期。イと回答した場合は導入開始を検討（予定）している時期				<中学校>（４）（１）でアと回答した場合、支給した時期（複数回支給している場合は最初の時期）												<中学校>（５）（１）でウと回答した場合の理由（あてはまるもの全てに○）				<中学校>（６）（５）の工及びオの内容					
ア、入学前支給を行っている	イ、入学前支給を行っていないが、現在検討はしている	ウ、入学前支給を行っているが、現在検討していない	エ、そもそも新入学生用品やその費用を無償化しているため、入学前支給を行っていない	オ、そもそも対象者がいないため、入学前支給を行っていない	カ、その他	ア、令和6年度（令和7年度新入学分）以前	イ、令和7年度（令和8年度新入学分）以前	ウ、令和8年度（令和9年度新入学分）以降	エ、未定	ア、8月以前	イ、8月	ロ、9月	ウ、10月	エ、11月	オ、12月	カ、1月	キ、1月	ク、2月	ケ、3月	コ、4月初旬（入学式前）	ア、予算の確保が困難だから	イ、規則改正などの内部手続きに時間がかかるから	ロ、認定回数が増える、支給後に転居へした場合の対応など、事務業務量が増加するから	エ、（入学前支給とは異なる）自治体独自の教育費負担軽減制度があるから	オ、その他						
40	40	27	4	5	1	2	1	1				27	0	1	3	0	0	0	0	0	0	3	24	0	1	0	4	2	0	2	
奈良県	奈良市	○									○											○									
奈良県	大和郡山市	○									○											○									
奈良県	大和郡山田市	○									○											○									
奈良県	天理市	○									○											○									
奈良県	橿原市	○									○											○									
奈良県	桜井市	○									○											○									
奈良県	五條市	○									○								○												
奈良県	御所市	○									○										○										
奈良県	生駒市	○									○										○										
奈良県	香芝市	○									○										○										
奈良県	葛城市	○									○										○										
奈良県	宇陀市	○									○										○										
奈良県	山添村		○																					○							

3. 就学援助制度の根拠規定・認定基準について																							4. 就学援助率																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																												
(1) 令和7年度当初における主要保護の認定基準 (該当するものを全てに○) ア、生活保護法に基づく保護の停止または廃止 イ、市区町村民税の非課税 ウ、市区町村民税の減免 エ、国民健康保険料の免除 オ、国民健康保険法の保険料の減免または徴収の猶予 カ、児童扶養手当の支給 キ、保護者が職業安定所登録労働者 ク、PTA会費、学校納付金の減免が行われている者 ケ、個人の事業税の減免 コ、固定資産税の減免 サ、学校の納付金の納付状態が悪い者、昼食、被服等が悪い者または学用品、給食用品等に不自由している者等で保護者の生活状態がきわめて悪いと認められるもの シ、経済的な理由による欠席日数が多い者 ス、保護者の職業が不安定で、生活状態が悪いと認められる者 セ、生活福祉資金による貸付け ソ、生活保護の基準額に一定の係数を乗けたもの（生活保護の基準額が変わると自動的に要件が変わるもの） (例：生活保護の1.3倍、1.5倍等) (係数(倍率)を(4)に記入してください。) タ、生活保護の基準額に一定の係数を乗けたもの（生活保護の基準額を定めているもの） (例：生活保護の1.3倍の額(394万円)、1.5倍(455万円)等) (係数(倍率)を(4)に記入してください。) チ、特別支援教育費の必要額を超過するに用いる保護基準額、又は同基準額に一定の係数を乗けたもの（例：課税最低限度額の1.0倍、1.5倍等）(係数(倍率)を(4)に記入してください。) ツ、市区町村民税(所得割又は均等割)課税最低限度額の一定の係数を乗けたもの（例：課税最低限度額の1.0倍、1.5倍等）(係数(倍率)を(4)に記入してください。) テ、養育費や病気等の理由によって家族が急変した者 ト、その他 その他 (2) (1) でソ、タ又はチに○をした場合、生活保護基準額等に乗ける係数(倍率) 係数(倍率) (3) (1) でツに○をした場合、市区町村民税課税最低限度額に乗ける係数(倍率) 係数(倍率) 倍 倍 <tr><td>40</td><td>40</td><td>19</td><td>22</td><td>11</td><td>8</td><td>7</td><td>15</td><td>4</td><td>5</td><td>5</td><td>5</td><td>6</td><td>5</td><td>8</td><td>2</td><td>14</td><td>9</td><td>2</td><td>0</td><td>2</td><td>9</td><td>24</td><td>0</td><td>9</td><td>1</td><td>40</td></tr> <tr><td>奈良県</td><td>奈良市</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td>○</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td>○</td><td></td><td></td><td>市民税所得割納税額が、扶養人数に応じて一定額以下の者</td><td></td><td>0</td></tr> <tr><td>奈良県</td><td>大和郡田市</td><td></td><td>○</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td>0</td></tr> <tr><td>奈良県</td><td>大和郡山田市</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td>○</td><td></td><td></td><td></td><td>1</td><td></td><td></td><td></td><td>0</td></tr> <tr><td>奈良県</td><td>天理市</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td>○</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td>1</td><td></td><td></td><td></td><td>0</td></tr> <tr><td>奈良県</td><td>橿原市</td><td>○</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td>○</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td>1</td><td></td><td></td><td>0</td></tr> <tr><td>奈良県</td><td>桜井市</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td>○</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td>1</td><td></td><td>就学援助の「保護者」については、要綱上に「保護者」の定義についての記載はないが、申請者が親権者、監護者のほか生計維持者であることを確認している。</td><td>0</td></tr> <tr><td>奈良県</td><td>五條市</td><td>○</td><td>○</td><td>○</td><td>○</td><td></td><td>○</td><td>○</td><td>○</td><td>○</td><td>○</td><td>○</td><td>○</td><td>○</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td>0</td></tr> <tr><td>奈良県</td><td>御所市</td><td>○</td><td>○</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td>0</td></tr> <tr><td>奈良県</td><td>生駒市</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td>○</td><td></td><td></td><td>生活保護の基準額に1.3倍をかけた収入からの市民税額所得割額算出による基準額</td><td></td><td>0</td></tr> <tr><td>奈良県</td><td>香芝市</td><td>○</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td>○</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td>1</td><td></td><td></td><td>0</td></tr> <tr><td>奈良県</td><td>葛城市</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td>○</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td>1</td><td></td><td></td><td>0</td></tr> <tr><td>奈良県</td><td>宇陀市</td><td>○</td><td>○</td><td>○</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td>○</td><td></td><td></td><td>○</td><td>1</td><td></td><td>失業、倒産等により著しく収入状況が悪いと認められるもの。長期療養、火災、交通事故等不慮の災害により生活が困窮していると認められるもの。</td><td></td><td>0</td></tr> <tr><td>奈良県</td><td>山添村</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td>○</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td>1</td><td></td><td></td><td>0</td></tr>																							40	40	19	22	11	8	7	15	4	5	5	5	6	5	8	2	14	9	2	0	2	9	24	0	9	1	40	奈良県	奈良市					○														○			市民税所得割納税額が、扶養人数に応じて一定額以下の者		0	奈良県	大和郡田市		○																						0	奈良県	大和郡山田市																○				1				0	奈良県	天理市															○					1				0	奈良県	橿原市	○														○						1			0	奈良県	桜井市															○						1		就学援助の「保護者」については、要綱上に「保護者」の定義についての記載はないが、申請者が親権者、監護者のほか生計維持者であることを確認している。	0	奈良県	五條市	○	○	○	○		○	○	○	○	○	○	○	○											0	奈良県	御所市	○	○																						0	奈良県	生駒市																			○			生活保護の基準額に1.3倍をかけた収入からの市民税額所得割額算出による基準額		0	奈良県	香芝市	○														○						1			0	奈良県	葛城市																○					1			0	奈良県	宇陀市	○	○	○													○			○	1		失業、倒産等により著しく収入状況が悪いと認められるもの。長期療養、火災、交通事故等不慮の災害により生活が困窮していると認められるもの。		0	奈良県	山添村															○						1			0
40	40	19	22	11	8	7	15	4	5	5	5	6	5	8	2	14	9	2	0	2	9	24	0	9	1	40																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																									
奈良県	奈良市					○														○			市民税所得割納税額が、扶養人数に応じて一定額以下の者		0																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																										
奈良県	大和郡田市		○																						0																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																										
奈良県	大和郡山田市																○				1				0																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																										
奈良県	天理市															○					1				0																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																										
奈良県	橿原市	○														○						1			0																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																										
奈良県	桜井市															○						1		就学援助の「保護者」については、要綱上に「保護者」の定義についての記載はないが、申請者が親権者、監護者のほか生計維持者であることを確認している。	0																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																										
奈良県	五條市	○	○	○	○		○	○	○	○	○	○	○	○											0																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																										
奈良県	御所市	○	○																						0																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																										
奈良県	生駒市																			○			生活保護の基準額に1.3倍をかけた収入からの市民税額所得割額算出による基準額		0																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																										
奈良県	香芝市	○														○						1			0																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																										
奈良県	葛城市																○					1			0																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																										
奈良県	宇陀市	○	○	○													○			○	1		失業、倒産等により著しく収入状況が悪いと認められるもの。長期療養、火災、交通事故等不慮の災害により生活が困窮していると認められるもの。		0																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																										
奈良県	山添村															○						1			0																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																										

		3. 就学援助制度の根拠規定・認定基準について																				4. 就学援助率						
		(1) 令和7年度当初における主要保護の認定基準 (該当するものを全てに○)																		(2) (1)で ソ、タ又は チに○をし た場合、生 活保護基準 額等に掛け る係数(倍 率)		(3) (1)でツ に○をした 場合、市区 町村民税課 税最低限度 額に掛ける 係数(倍 率)		(4) (1) でトと回答した場合、その他の基準の内容	(5) 補足事項	令和6年度		
		ア、生活保護法に基づく保護の停止または廃止 イ、市区町村民税の非課税 ウ、市区町村民税の減免 エ、国民健康保険料の免除 オ、国民健康保険法の保険料の減免または徴収の猶予 カ、児童手当の支給 キ、保護者が職業安定所登録労働者 ク、PTA、学費、学校納付金の減免が行われている者 ケ、個人事業税の減免 コ、固定資産税の減免 サ、学校納付金の滞り、滞りによる欠席日数が多い者 シ、経済的な理由による欠席日数が多い者 ス、保護者の職業が不安定で、生活状況が悪いと認められる者 セ、生活福祉資金による貸付け ソ、生活保護の基準額に一定の係数を乗じたもの(生活保護の基準額を定めているもの) タ、生活保護の基準額に一定の係数を乗じたもの(生活保護の基準額を定めているもの) チ、特別支援教育費の必要額を定めたもの(生活保護の基準額を定めているもの) ツ、市区町村民税(所得割又は均等割)課税最低限度額に一定の係数を乗じたもの(例：課税最低限度額の1.0倍、1.5倍等)(係数および目安額を(5)に記入してください。) テ、職歴や病気等による家計が急変した者 ト、その他																		係数(倍率)		係数(倍率)						
																				倍		倍						
都道府県	市区町村名	40	40	19	22	11	8	7	15	4	5	5	5	6	5	8	2	14	9	2	0	2	9	24	0	9	1	40
奈良県	平群町			○		○													○					1				0
奈良県	三郷町																							1				0
奈良県	斑鳩町			○		○		○		○									○					1				0
奈良県	安堵町																		○					1				0
奈良県	川西町				○																			1				0
奈良県	三宅町					○														○				1				0
奈良県	田原本町								○										○					1				0
奈良県	曽爾村			○		○		○								○		○						1				0
奈良県	御杖村			○		○		○																1				0
奈良県	高取町								○												○			2				0
奈良県	明日香村			○		○		○		○			○	○					○					1		教育委員会が特に必要と認めた場合		0
奈良県	上牧町			○		○		○		○				○	○							○	○			教育長が特に就学援助の必要があると認める者(家庭状況の変化が認められる者(上記を除く。))		0
奈良県	王寺町			○															○				1		教育長が特に就学援助の必要があると認めるもの		0	

[illegible]

[illegible]

		6. その他
都道府県	市区町村名	就学援助制度の運用や、経済的に困難している児童生徒に対する取組・対応について、これまでの回答への補足や社会情勢を踏まえた今後の対応の検討状況
40	40	0
奈良県	奈良市	
奈良県	大和郡田市	
奈良県	大和郡山市	
奈良県	天理市	
奈良県	橿原市	
奈良県	桜井市	
奈良県	五條市	
奈良県	御所市	
奈良県	生駒市	
奈良県	香芝市	
奈良県	葛城市	
奈良県	宇陀市	
奈良県	山添村	

		6. その他
都道府県	市区町村名	就学援助制度の運用や、経済的に困難している児童生徒に対する取組・対応について、これまでの回答への補足や社会情勢を踏まえた今後の対応の検討状況
40	40	0
奈良県	平群町	
奈良県	三郷町	
奈良県	斑鳩町	
奈良県	安堵町	
奈良県	川西町	
奈良県	三宅町	
奈良県	田原本町	
奈良県	曾根村	
奈良県	御杖村	
奈良県	高取町	
奈良県	明日香村	
奈良県	上牧町	
奈良県	王寺町	

		6. その他
都道府県	市区町村名	就学援助制度の運用や、経済的に困難している児童生徒に対する取組・対応について、これまでの回答への補足や社会情勢を踏まえた今後の対応の検討状況
40	40	0
奈良県	広陵町	
奈良県	河合町	
奈良県	吉野町	
奈良県	大淀町	
奈良県	下市町	
奈良県	黒滝村	
奈良県	天川村	
奈良県	野迫川村	
奈良県	十津川村	
奈良県	下北山村	
奈良県	上北山村	
奈良県	川上村	
奈良県	東吉野村	

都道府県	市区町村名	
		6. その他
		就学援助制度の運用や、経済的に困難している児童生徒に対する取組・対応について、これまでの回答への補足や社会情勢を踏まえた今後の対応の検討状況
40	40	0
奈良県		